

うつけんゼミ規約

2017（平成29）年5月1日制定

宇都宮けんじと希望のまち東京をつくる会の活動に賛同する人たちが、社会・政治に關与するための知識と経験を積み、能動的で積極的な活動のできる市民としての力をつけるために、「うつけんゼミ」を創設する。

第1条（所在地）

「うつけんゼミ」は、事務局を
〒113-0033 東京都文京区本郷1-4-6 ヴァリエ後樂園303
「希望のまち東京をつくる会」内におく。

第2条（目的）

本ゼミは、宇都宮けんじを塾長とした政治塾であり、政治・経済・社会の主体的な担い手としての市民を育成し、より良い社会に貢献することを目的とする。政治塾ではあるが、政治家の育成を直接の目的とするものではない。市民としてひろく政治に關与する人材の育成を目指す。

第3条（運営）

本ゼミは、政治団体「希望のまち東京をつくる会」による事務局が運営する。

第4条（ゼミ生）

本ゼミのゼミ生は、本規約および当会の活動に賛同する個人で、所定の申込書を提出し、審査を経てゼミ参加を認められた者とする。その身分は、講義初日から最終日までの期間とする。

ゼミ生は、

- （1）本規約を遵守すること。
- （2）別途決められた受講料を期限までに半期ごと納入すること（ただし当会で決められた減免措置を希望するものは考慮する）。
- （3）自己都合で退塾の場合、受講料は返還しない。

ゼミ生に虚偽の申請、本規約への違背あるいは社会的非行がある場合、当会はゼミ生に対して除籍措置を講じることができる。その場合において既納の受講料は返還しない。

第5条（ゼミ内容の保秘）

講義で使用する映像や研修資料に関しては、基本的に外部への流出を禁じる（個別に許可されたものはこの範囲ではない）。

第6条（委任）

本規約に定めなき事項は、事務局が別途定める。

第7条（改正）

本規約の改正は、「希望のまち東京をつくる会」の運営会議の議決にて行う。

付則 本規約は、2017（平成29）年5月1日に発効する。